

HFC 冷媒の輸出入統計品目表

「環境エネルギーネットワーク 21」主任研究員 石橋 直彦

オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の締約国は、2016年10月にルワンダのキガリで開催された第28回締約国会議で、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の段階的廃止に合意しました。この改正条項の重要な要件の1つは、2019年1月1日（又は必要に応じてその2年後）までに、HFC冷媒の輸出入許可制をキガリ改正締約国である各国が実施する必要があることです。これは先進国グループと発展途上国グループのいずれにも適用されます。輸出入許可制が効果的に機能するためには、各国政府が特定のHFCの輸入・輸出を個別に監視及び記録できることが重要です。輸出入統計は通常、国際的な製品命名体系、すなわち「商品の名称及び分類についての統一システム」、又は輸出入統計品目番号を用いて税関担当者が統計を取ります。問題なのは、輸出入統計品目表が2022年に改訂されるまでHFC冷媒はすべて一つの2903.39という輸出入統計品目番号で表され、個々の化学物質又は混合物を区別できないことです。国際環境計画（UNEP）と世界税関機構（WCO）は、共同で特定のHFC冷媒を識別することのできる事前対応型HSを作成しました。これは現行の国家輸出入統計品目番号に数字を追加することで識別を可能にします。

輸出入統計品目番号（以下、HSという。）は、WCOが開発した多目的の国際的な製品命名法です。HSは税関及び国際貿易統計収集の基本になり、各商品グループは法的及び論理的体系に配列された6桁の番号によって識別され、国際取引での商品の98%以上がHSによって分類されます。WCOは5～6年ごとに修正を行い、HSを更新しています。

2019年1月1日からHFCの輸出入許可制を実行すると、最新の2017版HS命名法にはHFC冷媒の個別番号が含まれず、2022年に発効される予定の次版の輸出入統計品目表に、最も一般的に取引されるHFC冷媒及び混合冷媒のHSが含まれます。このため、正式発効の前、あるいは2022年のHS修正版が発効されても直ちに採用しない国の場合、政府、特に税関と執行官にとっては、HFC冷媒の輸出入を識別、監視、管理できるようにすることが重要であり、税関が現行のHSのみをベースとする通関情報に基づいて、輸入・輸出されたHFC冷媒と、他のフッ素化物質とを識別することは難しいと思われます。したがって、特別な手法が必要となり、国家HS番号に新たな番号を追加することにより固有のHFC冷媒を識別する方法が推奨されます。この追加した国家HS番号は、2022版HSが発行されるときに削除しなければなりません。

個々のHFC冷媒に対する追加番号の例など詳細情報”HS CODE FOR HFCs”は、UNEPの以下のウェブサイトにあります。

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/29244/8052HS_Codes_Brief.pdf?sequence=1&isAllowed=y